

# ねっと 群文協

1999. 10. 29

## 目 次

古文書保存がもたらす氏族団結の事例…………… 1	平成11年度公文書等保存専門講座概要…………… 6
平成11年度総会の開催…………… 2	情報コーナー…………… 7
平成11年度講演会の開催・参加記…………… 3	会員の声・訂正のお願い…………… 8
太田市におけるISO9001品質システムと文書管理… 4	

## 古文書保存がもたらす氏族団結の事例

副会長 阿部 南 衛  
(新治村総務課長)

公文書の保存活用に関する記事を書かねばならない訳ですが、角度を変えて、文書を保存することの作用についての一事例を紹介します。私が絡む事例で恐縮ですが、私が住んでいる集落は59戸の農村集落です。そのうち阿部姓が19戸ありますが、近年分家したものを除けば、15軒が昔からの阿部グループになり、さらに遡れば5軒（5系統）に集約されます。封建的な言い方になりますが、本家が5軒あるということになります。

このうち、第一の本家の当主が、戦国時代に活躍したことにより褒美を与えられたことや、税金の収納などに力を尽くしたことへの感謝状などの古文書のほか、戦場で活躍した時の軍旗や硯などの品物が桐箱に保管されてきました。

これらの品物類は「阿部家の寶物」として5軒の本家の当主が紋付衣裳姿で立合いのもと、中身の状況を確認しながら、順番に引き継いできました。包装紙はもちろん和紙に麻紐です。防虫剤の無かった時代は、糊にホルマリンを混ぜて使用しました。かなり前までは、女性の立合いは禁じられていたように思います。確認後は再び封印して、それぞれが実印を押し、桐箱に入れて次の人に引き継いだのです。ある時代に約束が破られて、無断で開封されたため、関係者2名が除名となり、現在では3名によって引き継がれています。

今は開かれた方法で引き継いでいますが、私の子供の頃は相当重要なものであることが感じられました。古い農家は、それぞれ土蔵を持っていたので、

そこに重要な物は保管していたのですが、今でも土蔵に電気を引かないのは、漏電からの火災を起こさないためです。

さて、このようにして引き継がれてきた古文書や品物類の文献的価値はここでは問題ではなく、保管し継承することがシステム化されていたことと、同族としての「求心力となるもの」を未来へ継承し、いざという時への結束力を拘束してきたことに、意味があると思っています。

取立て、紋付衣裳で女性を排して当主のみを立合人としたことは、寶物への尊厳化と、そこからくる威厳により、一族の暮らしの戒めにも作用を及ぼしていたのです。男女共同参画社会を目指す今日からすれば、議論を免れない所ですが、目的のための手段であつたらうと受けとめています。

何のために文書を保存するのかではなく、明確な目的を維持するために、保存され続けるという、一事例の紹介です。

最後が、こじつけの理由により、本誌との関係づけをすることになってしまいました。拙文を労して、責を免じていただきたいと思ひます。



「阿部家の寶物」と桐箱

# 平成11年度総会の開催

去る5月27日(木)午後1時30分より、本会の平成11年度総会と講演会が前橋市の群馬県立文書館で開催されました。以下、当日の総会の概要について報告いたします。

総会には、県および70市町村会員のうち県と28市町村が出席しました。新治村の阿部南衛総務課長(副会長)の司会で、まず会長である田中康雄県立文書館長のあいさつがあり、引き続き田中会長を議長に選出して以下の議事に移りました。

- 第1号議案 平成10年度事業報告
- 第2号議案 平成10年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 平成11年度役員改選
- 第4号議案 平成11年度事業計画(案)
- 第5号議案 平成11年度会費・予算(案)

議事は、前掲の第1号議案から第5号議案までを事務局である県立文書館の野口次長が説明し、特に質疑もなく、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、人事異動による一部交替以外は、昨年度の役員が全て再任されました。また、会費については平成10年度から市長会及び町村会から市町村の会費(法令外負担金)が承認されていますが、平成11年度会費については、この市町村の法令外負担金を総額で5%減額するよう通知がありました。そのため今年度の市町村会費を一律5%減とする会費金額の変更があり、その上で平成11年度予算案が提出され、総会で承認されました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、最後に玉村町の木暮三千彦総務課長(理事)が閉会挨拶を行い総会は無事終了しました。



総会風景

## 平成11年度の役員

会 長	群馬県立文書館長：田中康雄
副会長	前橋市総務部行政管理課長：飯塚朝一 大間々町総務課長：青柳敏夫 新治村総務課長：阿部南衛
理 事	高崎市総務部庶務課長：竹内 勇 館林市市民部環境行政課長：須永光一 玉村町総務課長：木暮三千彦 下仁田町総務課長：長谷川征一 北橘村教育委員会生涯学習課長：中島智行
監 事	中之条町歴史民俗資料館長：唐澤定市 上野村教育委員会事務局長：黒澤正紀

## 平成11年度の事業計画

- ・総会の開催(年1回、5月)
- ・理事会の開催(年3回)
- ・講演会の開催(年1回、5月)
- ・公文書等保存活用研修会の開催(年2回)
- ・公文書等保存施設視察研修会の開催(年1回)
- ・会報の発行(年2回)
- ・調査研究

(注) 2回の公文書等保存活用研修会の開催のうち1回は新規事業

## 平成11年度の予算

### 【収入の部】

会 費	338,950円	県・市町村負担分
雑収入	900円	繰越金・利息金
計	339,850円	

### 【支出の部】

会議費	10,000円	理事会等
事業費	240,000円	講演会、研修会、会報
事務費	89,850円	事務用品、通信費等
計	339,850円	

# 平成11年度講演会の開催・参加記

## □ 講演会 □

総会終了後、研修担当理事の北橋村の司会（長谷川福次文化財係長）で講演会を開催しました。演題と講師は以下のとおりです。

○演題：太田市におけるISO9001品質システムと文書管理

○講師：太田市企画部秘書課ISO担当係長  
朝倉博康氏

太田市は平成11年3月1日に、行政機関としては全国で初めて、組織の品質システムについての国際規格「ISO9001」を取得しました（長野県佐久市も同日取得）。その認証範囲は市民サービスの窓口部門にあたる市民課と保険年金課の2課で、昨年4月から認証取得に取り組んでいました。講師はその導入にあたっての実務担当の責任者です。

この講演の内容については、講師自ら本誌4～5頁に書き下ろしていただきましたので、太田市における新たな試みの概要を知ることができます。是非、御一読下さい。

### ◆講演会に参加して

草野修一（前橋市総務部行政管理課）

ここ1～2年、新聞等で、新たにISOの認定を受けたり、ISOの取得を取引の条件にする企業が増加している等の新聞記事をよく目にするようになっていました。自治体でも上越市が、ISO14000シリーズを取得してから、急速にISOに対する関心が高まり、今年度、ISO9001を取得した太田市の取組に対しても、全国の自治体が、実際の取得手順や効果等に熱いまなごしを向けていたところだと思います。

ISOを取得した太田市では、3年毎の再認定審査等により、サービスの標準化、業務の見直し、見直しを反映させたサービス提供という業務改善のサイクルがしっかりと確立し、外部の視点が常に入ること、職員一人ひとりが新鮮な刺激を受け業務にあたり、ISO取得を目指す企業が多い地域性から

も大きな成果があるということでした。

前橋市では、平成10年度に各課が整備している1500本近いマニュアルの把握、業務改善を反映させた定期的な見直し等を改めて呼びかけ、今後はイントラネットを活用したマニュアルの有効利用や業務改善のサイクルの確立等も検討しています。この作業の狙いは、太田市がISO9001を取得したものと同じような効果を目指しており、多くの自治体でも様々な方法で試行錯誤しながら行っているものだと思います。太田市の先進的な取組は、市民サービスを向上させていこうとそれぞれの方法で取り組んでいる自治体にとって、たいへん参考になるものであり、とても貴重な講演会でありました。

### ◆講演会に参加して

入谷祐司（大泉町総務課）

ISOについては、環境システムである14000シリーズは講演会や雑誌等である程度の理解はしていたものの、9000シリーズの知識はあまりなく、それだけに今回の講演会には、興味をもって参加をさせていただきました。

特に、太田市が認証取得した品質システムのISO9001は、非製造業である地方自治体にどう関係してくるのか、また、認証を取得するメリットは何か等、多くの疑問点がありましたが、講演を聞くうちに、行政にとってのISO9001の必要性を理解することができました。

常に住民ニーズに対応した質の高いサービスの供給、そして職員の意識改革等をめざしたこのISO9001は、現在、地方分権や行政改革により、大きな変革を余儀なくされている私たち行政にとっても、その成果を存分に発揮してくれるとの期待をさせてくれます。

全国に先駆けて認証を取得された太田市の積極的な取り組みに敬服するとともに、本町における今後の行政サービスのあり方等をも考えさせられた講演会でした。

# 太田市におけるISO9001品質システムと文書管理

太田市企画部秘書課ISO担当係長 朝倉博康

## ■はじめに

太田市は平成11年3月1日に市民窓口部門の市民課及び保険年金課を対象に、ISO9001の認証を全国の自治体に先駆けて取得した。市内においては自動車関連企業を中心に顧客志向の製品を作るためISO9000sを取得したり、あるいは活動中の企業が数多く有り、ISO導入効果については実証済みである。ISO導入のきっかけは、市長が「ISO9001の認証を取るぞ」という一言で始まった。昨今の非常に厳しい経済情勢下において行政改革は必要不可欠であり、新しい時代の行政課題に対応できる体質へと変える必要があり、そのためには職員の意識改革が必要であった。太田市における行政改革の柱は、第1に「行政はサービス産業」、第2に「市民の目線」、第3に「コストと効果」、第4に「人材の発掘・育成」である。ISO9001の認証取得は4つの柱の集大成と考えている。平成10年度におけるISO9001認証取得活動について報告させていただきます。



講演会風景

## ■ISO9001は品質システムの規格

企業の製品を購入する場合、あるいはサービスの提供を受けようとする場合に、その製品やサービスの品質があらかじめ保証されていれば顧客は安心してその製品やサービスを受けることができます。こうした必要性から誕生したのが「国際規格」という考え方です。製品を作り出す場合であっても、サービスを提供する場合であっても、一定の業務手順が

あり、この手順はふつう人づてで伝えられていきます。ところが人づてで伝えられるものは、次第に変化してしまうものです。しかし、標準的なマニュアル（取扱説明書）を作成しておき、そのとおりに作業すれば、誰もが同じ品質の製品・サービスを提供することができるのです。

「たとえ担当者が変わっても品質が変わることはない」。要するにこれが品質システムの仕組みです。

ISO9001の認証を受けるための審査においては、設計（企画）から付帯サービスに至るすべての範囲が対象となります。

## ■なぜ行政にISO9001が必要なのか

業務が市民に不透明、職員によって事務処理に差がある、納税者に対するサービス意識が欠落している等、市役所の仕事はとかくこのような批判を受けがちです。市役所は市内最大のサービス産業でなければなりません。太田市ではこうした批判を受けることなく効率的で良質なサービスを低コストで提供するためISO9001（品質システム）を導入しました。

## ■ISO9001導入効果

- (1)組織や職員の責任、権限、業務範囲が明確化される。
- (2)業務手順のマニュアル化（業務指示書の作成）により職員の流動的な活用が可能となる。
- (3)市民の苦情・要望に対する処理システムが構築され、これを分析することにより市民サービスに転化できる。
- (4)常に市民の視点で業務をとらえることにより、サービスの改善・効率化が図られる。
- (5)審査機関による6カ月ごとの定期審査、職員による内部品質監査が義務づけられているためサービスの「質」が維持できる。

## ■継続的な改善活動（PDCAサイクル）

品質文書体系としては、品質マニュアル、規定類、業務指示書の3段階構成とし、企画とは「新しいサービスを市民に提供すること」と位置づけ、市民課の活動の転入・転出に伴う公益事業サービスコーナー

の設置と太田市・尾島町・新田町における住民票の相互交付を企画に適用した。

市民サービス方針に基づき、毎年「年度目標」を定め、市民課及び保険年金課においては、年度目標を達成するため各課の施策を定め、活動を行う、内部品質監査、是正処置等によりチェックを行い、年2回のマネジメントレビュー（市長による見直し）により市長から評価を受け、反省点を踏まえながら活動を行う。目標達成に必要な事項については、教育・訓練等で補い、ルール化されたとおり実施した証として必要な書類を品質記録として保管する。

#### (1)市民サービス方針と年度目標

##### ①市民サービス方針

「小さな市役所で大きなサービスを提供します」

##### ②平成10年度の年度目標

- ・市民要望にそったサービス提供を行う、市民により近い場所でのサービス提供を行うこと、広域行政サービスの推進を図ること、職員資質の向上に努めること

#### (2)市民課及び保険年金課における活動

##### ①市民課

- ・フロアマネージャーの設置、転入転出に伴う公益事業サービスコーナーの設置、太田市・尾島町・新田町における住民票の相互交付、わかりやすい申請書の作成

##### ②保険年金課

- ・昼休み窓口職員の増員、相談員の腕章着用

#### (3)内部品質監査

品質システムが維持されていることを検証するために、内部品質監査活動を行うことが要求されている。平成10年9月に3日間研修を行い、21名を認定した。認定者による内部品質監査を3回実施した。

#### (4)マネジメントレビュー

市長は品質システムが引き続き適切かつ効果的に運営されることを確実にするに十分な見直しを、年2回及び必要に応じ行うと定めている。第1回目を平成11年2月、2回目を3月に実施した。

#### ■品質文書及び品質記録について

ルール化したことを定めたものが品質文書であり、ISO9001の要求事項に適合させるため品質システムの基本を文書で定めた品質マニュアル、品質マニュアルを補足する書類で、品質システムに関してより具体的な管理手順を定めた規定類、市民課

及び保険年金課において品質に影響する業務に対して品質システムの要求事項を満たすための手順、手段、方法を定めた業務指示書（フロー図、補足説明及び関連資料）より構成されている。

業務指示書については、市民課及び保険年金課における業務について申請書の受付から証明書等の交付までの各作業を職員が行う作業と帳票類の流れで作成し、確認・検査時における確認・検査項目、審査・承認を行う者、異常時の処理方法、関係帳票名、品質記録としての記号等が記入され、全部で200の業務指示書が作成されている。

品質記録については、品質システム運用の過程及び結果を記録した書類で、報告書、会議議事録、記録書類が該当し、市民課及び保険年金課においては約700種類の品質記録が定められている。品質記録については、識別、収集、見出し付け、利用、ファイリング、保管、維持、廃棄方法が求められており、品質記録の利用において情報公開条例との関係が生じてくる。

#### ■今後の課題

ISOの認証を取得したからといってすぐに太田市の行政サービスの水準が上がる訳ではない、ISOの取組は認証取得がスタートであり、内部品質監査活動、市民サービス検討委員会のアンケート分析による提言等の活動をとおして、これからのシステム改善をいかに行うかが課題である。

また「ISOのまち 太田」として全国に情報発信を行っていきたいと考えている。地域の特性を踏まえ市内企業のISO認証活動に対する資金援助、人的支援を今後行っていききたい。平成11年度については本庁の健康福祉部、市民課の2サービスセンター（ショッピングセンターへ市民課の窓口を設置）への拡大を開始した。



品質システム登録証

# 平成11年度公文書等保存専門講座概要

平成11年10月1日(金)、県立文書館と共催の研修会である「公文書等保存専門講座」が県立文書館研修室において開催されました。

当日は36市町村53所屬から69名の参加がありました。講座は、以下のような内容で行われました。

○講演：「未来への架け橋—記録史料でつなごう 人・地域・地球—」

(講師)国文学研究資料館史料館教授 安藤正人氏

○分科会：

## (1)公文書分科会

・報告①「安中市における庁内LANを利用した文書管理の現状と課題」

(報告者)安中市行政課文書法規係主任 小黒勝明氏

・報告②「これからの文書管理の方向—地方自治体の文書管理改善計画に関わった立場から—」

(報告者)ぎょうせい総合研究所主任研究員 廣地一弘氏

## (2)古文書分科会

・報告①「館林市立図書館における秋元文庫の保存と活用」

(報告者)館林市立図書館主幹兼奉仕係長 奥平良明氏

・報告②「玉村町誌編さんにおける資料の収集と活用」

(報告者)玉村町誌編さん室専門員 栗原嘉二氏

安藤正人氏の講演は、古くから伝えられてきた古文書や現在日々作成されている公文書などの記録史料を後世に残す意義とは何かを、世界的な視野を含めてわれわれに問いかけたものでした。

「戦争の世紀」といわれる20世紀は、世界各地で戦争と革命が頻発し、その最中に地域や民族の文化遺産だけでなく記録史料も破壊や消滅の危機に瀕しました。第二次大戦中のドイツによるフランスの美術品・図書・記録史料の押収作戦のように記録史料の保管施設である図書館や文書館は「記憶を抹殺するために」意識的に収奪・破壊の対象となりました。こうした事態に対して、ユネスコでは1990年代に入り、ICA(国際文書館評議会)やIFLA(世界図書館連盟)との協力で、失われつつある世界の貴重な記録遺産を保護・保存するため「世界の記憶」

プログラムを実施していることを安藤氏は紹介され、日本と関わる事例では旧満州国文書はわずか数千点程度しか残されていないと指摘されました。

こうした問題意識から安藤氏は、20世紀が終わるにあたって各地域の記憶を積極的に収集し、物体あるいは記録として保存する仮想「20世紀の記憶」プロジェクトを提唱しました。その実現を支えるのは、記録史料を地域の共有遺産として保存活用しようという理念と、その実行者及びささやかな史料保存庫からなる「草の根文書館」の思想であると述べられました。



安藤氏講演風景

分科会のうち公文書分科会では、最初に小黒氏に安中市における庁内LANを利用した文書管理について報告していただいた。県内では先進的な試みであり、参加者にとっては大変参考になった。次ぎに民間の研究所の廣地氏に地方自治体の文書管理改善計画に関わった立場から、今後の文書管理の方向について時代環境との関わりを含め報告していただいた。情報公開との関係などで文書管理改善の必要性を感じている参加者にはタイムリーな報告でした。

古文書分科会では、最初に奥平氏に館林市立図書館に収蔵されている江戸時代の書籍を中心とした秋元文庫(昭和8年旧館林藩主秋元家より寄贈された)の保存と活用について報告していただいた。次ぎに栗原氏に玉村町誌編さんにおける資料収集と活用について報告していただいた。玉村町誌編さん室では調査した文書(近世・近代)のすべてをコピー資料で収集した点に特徴があり、その収集・保存方法や活用について討議が行われました。

# 情報コーナー

## ☆視察研修会のご案内

本会の今年度の公文書等保存施設視察研修会は、沼田市の協力を得て、同市の市史編さん室の資料収蔵庫と合併旧町村の行政文書などを収蔵する川田書庫を見学しますのでご参加下さい。

- ・日時：11月24日(水)午後1時30分～
- ・集合：沼田市立図書館4階視聴覚室

## ☆国立公文書館法が成立

今年6月15日に、歴史的な価値がある国の公文書の保存・公開手続きを定めた国立公文書館法が成立しました。これにより、これまで政令設置であった国立公文書館は独自の法律を設置根拠とすることになり、行政に限定されていた公文書の受入枠も司法（裁判所）や立法（国会）の文書まで含まれることになりました。同法は公布から2年以内に施行されることとなります。

## ☆埼玉県地域史料保存活用連絡協議会

（略称「埼玉史協」）の刊行物紹介

「群文協」は結成されて3年目ですが、「埼玉史協」の前身である埼玉県市町村史編さん連絡協議会（略称は同じ）が結成されたのは昭和49(1974)年9月のことでした。平成3年4月に現在の会名に変更しています。「埼玉史協」では昭和60年から専門研究委員会を設置して、特定テーマを設け2～3年の研究協議を行い、その報告書を出版するという活動を5次にわたって行っています。以下に紹介する5冊の刊行物がその成果です。いずれも各地域（市町村単位）の公文書等の記録史料の保存・活用にとって参考になり基本文献ともいえるものですので、ここに章立てを含め紹介いたします。

### ①『地域文書館の設立に向けて』（昭和62年）

- （序章）今なぜ文書館か
- （第1章）市町村の史料保存とは
- （第2章）地域文書館とは
- （第3章）地域文書館を作るには
- （第4章）地域文書館のしごと
- （第5章）地域文書館の施設は

（第6章）県内の動き

※市町村史編さん終了後の史料の保存管理のための文書館の建設の必要性を述べた報告。

### ②『地域文書館の設立に向けて2

行政文書の収集と整理』（平成元年）

- （第1章）行政文書とは
- （第2章）行政文書の収集について
- （第3章）行政文書の整理について

※明治時代以降の役所や役場で保管・保存している行政文書の収集と整理についての報告。

### ③『地域文書館の設立に向けて3

諸家文書の収集と整理』（平成4年）

- （序章）史料保存の取り組みと地域文書館構想の提唱
- （第1章）諸家文書とは
- （第2章）諸家文書の収集について
- （第3章）諸家文書の整理について

※各家単位に伝来する文書・記録の収集と整理の方法（調査や目録など）についての報告。

### ④『地域文書館の設立に向けて4

地域史料の保存と管理』（平成6年）

- （序章）埼玉史協20周年の歩みと専門研究委員会の活動
- （第1章）地域史料の保存
- （第2章）地域文書館施設
- （第3章）地域文書館の設備と装備
- （第4章）劣化史料の保存対策
- （第5章）地域文書館の管理・運営

※地域史料を史料保存施設（地域文書館）で保存・管理するため必要事項を述べた報告。

### ⑤『地域文書館の設立に向けて5

地域史料の検索と活用』（平成10年）

- （序章）地域史料の検索と活用を考える
- （第1章）検索と活用の環境条件
- （第2章）地域史料の活用の実際
- （第3章）地域史料の情報システム化へ向けて

※コンピューター利用を前提として収集史料の利用提供についての方法を述べた報告。

この5冊は「埼玉史協」事務局：埼玉県立文書館内（TEL 048-865-0112）で1冊1000円で有料頒布中。

## □ 会員の声 □

### 文書係に着任して

高井 守 (高崎市総務部庶務課)

4月に人事異動で今の課に来てから、早3カ月が過ぎようとしています。最近、ようやくいくらか仕事にも慣れてきて、それと同時に周辺の事物が少しずつ見えるようになってきました。仕事への理解が深まるにつれ、この仕事の重要性、そして責任の重さ、難しさというのがひしひしと感じられるようになり、身の引き締まる思いと仕事に立ち向かう意欲とがわき出るのを感じるこの頃です。

特に、最近では4月以来進めていたファイリングシステムによる各課からの保存文書の引継ぎが進むにつれ、書庫が飽和状態に近づきつつあり、このことが目下の最大の課題であり悩みとなっています。永年文書の見直し、あるいは貸倉庫への収納など様々な手段で対処していかなければならないだろうし、また、マイクロフィルムその他ハイテクを利用した便利なものもあるようなので、これから研究して行きたいと考えています。

そんな折、5月の県立文書館で開かれた群文協の集会は、このような状況にある私にとって大きな刺激と示唆を与えてくれるものでした。他の市町村でも同じような課題を抱えていることがわかっただけでも大きな収穫であったし、また、この仕事に対する認識や視野をも広めることができました。群文協の活動から得たものを参考にして、これからも仕事に取り組んで行きたいと思えます。

### 新たに村誌を編纂することの意義は？

諸田 義行 (白沢村教育委員会村誌編纂係)

白沢村では、本年度から村誌の編纂事業が始まりました。期間は、3年間。時間的な制約があるので、通史編を中心に進めることになります。

本村には、すでに昭和39年に発行した『白沢村誌』があります。そこで、新たに村誌を編纂するに当たっては、「前村誌との関係はどうなるのか」「新たに村誌を編纂することの意義は何か」ということが問題となりました。

前村誌が作られてから、35年がたっています。その間、村の様子も大きく変わりましたから、一つには、前村誌発行以降の歴史を編纂するという意義があります。しかし、白沢村では、前村誌の追録ということではなく、前村誌の内容も含めて、改めて村の自然・歴史・民俗を見直し編集し直すという立場をとることにしました。

昭和30年代以降、歴史学も大きく進歩しています。歴史の捉え方、評価の仕方も当時とは違ってきています。現在の学問水準を生かして、改めて地域の歴史を追究し直すことの意義は大きいのではないかと考えます。

とはいっても、どんなにがんばっても、完璧な通史を描くことは不可能かと思えます。これから先、研究が進んだならば、また歴史の捉え方・評価の仕方は変わってくるはずですから。そこで重要なのは、史料調査をしっかりと、複写史料をできるだけそろえたり、目録を作成したりするなど、将来の研究に生かせるようなものを残していくことだと思えます。完成した本の中には、ほんの一部しか表れないことだけれど、そこに今新たに村誌を編纂し直すことの一歩の意義があるのではないかと考えます。

## □ 訂正のお願い □

本会報第3号の5頁に掲載した「情報公開法の制定と公文書保存」中の以下の2箇所について訂正をお願いいたします。

- ・左側下から3行目：(第四十条)→(第四十一条)
- ・右側下から15行目：(第三十六条)→(第三十七条)

## ----- 編 集 後 記 -----

◇会報第4号をお届けします。本号では、5月に開催した総会及び講演会の記事を中心として構成し、10月に開催した公文書等保存専門講座の概要も掲載しました。◇公文書等の保存活用をめぐる情報はできるだけ紹介したいと考えていますので、各市町村で紹介したい情報や、こういった情報が欲しいという要望がありましたならば積極的に事務局までお寄せください。

ねっと群文協 第4号 1999.10.29 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎：027-221-2346 FAX：027-221-1628